

滝川都市計画区域（滝川市・新十津川町）の 整備、開発及び保全の方針に係る申し出案について

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画の整備、開発及び保全の方針（以下「区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに都道府県が定める基本的な方針のことを言い、この方針には次の内容が定められる。

- ①都市計画の目標
- ②区域区分の決定の有無
- ③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針

なお、都市計画区域の中で、都市計画決定を行う際には、必ずこの方針に即して都市計画決定をしなければならない。

2 定時見直しまでの経緯及び目標年次

平成16年 当初決定 ←平成12年の都市計画法改正

平成23年 第1回定時見直し

平成23年3月29日決定道告示
計画期間：H23～31年

平成31年前期 第2回定時見直し（今回の見直し）

平成31年10月に変更完了予定
計画期間：H31～42年

3 定時見直しのフロー

